

## 埼玉県長瀬射撃場の現利用料金及び過去3か年の減免実績

## 1 現利用料金一覧

施設等の名称	利 用 料 金				
	利用区分	基本料金		超過料金	
		個人	団体	個人	団体
小口径ライフル射撃場	学 生	1,380円	1人につき 1,120円	320円	1人につき 250円
	一 般	2,550円	1人につき 2,060円	600円	1人につき 490円
大口徑ライフル射撃場		3,830円	1人につき 3,090円	920円	1人につき 730円
空気銃(エアライフル)射撃場	学生及び生徒	740円	1人につき 610円	160円	1人につき 120円
	一 般	1,380円	1人につき 1,120円	320円	1人につき 250円

## 備考

- 一 基本料金とは、利用時間が4時間までの利用料金をいう。
- 二 超過料金とは、利用時間が4時間を超える場合において、1時間まで増すごとの料金をいう。
- 三 団体とは、15人以上の者が合同で利用する場合をいう。
- 四 学生及び生徒とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の学生及び生徒をいう。
- 五 小口径ライフル射撃場は、口径が5.6ミリメートル以下のライフル銃又はけん銃を用いて射撃を行う施設とする。
- 六 大口徑ライフル射撃場は、口径が11.5ミリメートル以下のライフル銃若しくはけん銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔（こう）銃を用いて単弾によって射撃を行う施設とする。

## 2 減免に関する規程と過去3か年の減免実績

## (1) 減免に関する規程 &lt;埼玉県長瀬射撃場条例抜粋&gt;

## (利用料金の減免)

第20条 指定管理者は、利用権利者が射撃場の施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

## (2) 過去3か年の減免実績

なし